

平成30年度 広報広聴委員会 行政視察報告書

1. 視察期間

平成30年8月23日（木）

2. 視察先

三重県鳥羽市

3. 視察項目

広報広聴活動の取り組みについて

4. 視察の目的

高山市議会は、平成23年に議会基本条例を制定。第2条において基本理念を「市民との情報共有」と「市民意見の反映」などを掲げ、第3条の議会の活動原則には「市民意見を的確に把握し市政に反映させ市民参加の多様な機会を設ける」こと、第4条の議員の責務及び活動原則には「市民の代表として市民意見を的確に把握すること」などを規定し取り組みを進めてきた。なかでも第6条に広報広聴を掲げ「市民意見交換会や議会広報紙の発行など」を盛り込んでいる。

議会基本条例制定後、多くの意見交換の場を設定し分野別と地域別のカテゴリで開催してきた。分野別は常任委員会が政策形成サイクルのなかで自主的に実施することで政策課題の解消に直接取り組める利点がある。議会基本条例推進協議会の第2分科会に所属する広報広聴委員会が担当する論点④市民と議会の関係において、地域別市民意見交換会は、参加者の固定化、参加年代層の偏り、女性の参加が少ないなどの課題もあるうえ、国政等の課題などに的確にアウトプットできないこと、更には執行機関である「市長との対話集会」との差別化ができていないなど解決すべき課題がある。

このような中、住民参加を念頭においた広聴機能の充実と持続可能な対応策はどうあるべきかを調査するため、鳥羽市議会が行っている「TOBAミライトーク」などの取り組みが参考になると考え視察を実施した。

5. 視察内容

（1）議会基本条例等の改正や取り組みの特徴

鳥羽市の議会基本条例は平成22年に制定し、その後平成25年に一部改正を実施している。改正内容は第4条で本会議他、全ての会議を原則公開、第5条で反問権について、市長等の長及びその職員に付与することに改正。第11条で議会費の予算要望について、予算要望書を作成し市長に提出。第13条では議会事務局員の人事異動について市長と協議することに変更。第14条では議会図書室を充実するなど改正している。

その他、特徴的な議会改革については、会派制の撤廃、立候補制による正副議長選挙の実施（ネット配信）、三重県立図書館及び鳥羽市立図書館と鳥羽市議会図書室との連携、通年議会の採用、鳥羽市議会災害業務継続計画（BCP）の策定、政務活動費領収書のホームページ公開などを行っている。

また、内閣府地方分権改革推進室が平成25年に行った事例調査で、鳥羽市議会が実効性、地域性、先進性、波及性などの観点から紹介された。更に、平成27年に全国市議会議長会の「議会のあり方研究会」が鳥羽市議会のICT化を視察され各市議会に報告されている。

ソーシャルメディアの活用については、Twitter（ツイッター）、USTREAM（ユーストリーム）は平成22年から、YouTube（ユーチューブ）は平成24年から、Facebook（フェイスブック）は平成27年から活用している。このツイッターのつぶやき方法は担当職員が行う（決裁不要）、つぶやく内容は、会議や行事日程、議決結果や議案等、インターネット放送告知、議会だよりなどを主に掲載している。

(2) 議会広報紙の編集及び発行について

鳥羽市の議会広報紙は昭和53年5月に創刊されており、現在は「わたしの議会」サブタイトル「とば市議会だより」としている。形式はA4判で8～16ページ（臨時号A4判1枚・両面）で書体はGoogle Notoを使用し、4色フルカラーで段組は4段1行11字縦書きが基本であるが定形はない。発行回数は年5回（2月、5月、8月、11月、臨時号6月）で発行日は各月1日としている。発行部数は8,150部で予算は837,000円（カラー4色、1ページ当たり1,728円）としている。配布方法は印刷業者に委託し町内会・自治会を通じて全戸配布、関係機関、その他に配布又は郵送している。平成27年から「とば市議会だより」と「広報とば」を合冊化し、挟み込み形式で配布している。

広報広聴委員会は平成28年に設置し、委員構成は7人以内（議員5人以内＋正副議長）として、選出は全員協議会で選出し任期は2年（再任は妨げない）としている。議会広報紙発行における広報広聴委員会での協議内容は、一般質問・質疑の原稿校正、レイアウトの決定、企画等の立案、表紙写真やリード文の決定について協議し、発行1か月前に1～2回開催している。なお、研修などは自治会館組合（津市）で行われる議会広報研修に参加している。

・掲載記事の概要

本会議の概要、人事、一般質問、議会報告会の概要、政務活動費の収支報告、納税等の状況、アンケート調査結果、トピックス、編集後記

・原稿作成

一般質問の質疑は、質問者が見出し、質問、答弁を作成し事務局に提出する。職員が専用の原稿用紙へ入力し、写真の掲載は議員が撮影しデータを事務局へ提出する。その他の記事は事務局が作成し正副委員長が確認する。

・入札方法

平成27年から「とば市議会だより」と「広報とば」を合冊したことで一本化してプロポーザル方式を採用。選定委員会に議会事務局も入る場合あり。

・デザイン、印刷、配布

デザイン業者からの提案とするが校正段階で変更する場合あり。校了したのち印刷（2穴）し各町内会・自治会向けにパッキングして指定配布の場所までの配布と残数及びデータをCDに入れ事務局に納品。

・苦労している点

広報広聴委員会の成り手が少ない。入札に参加する市内業者がいない（単価が合わない）。ページ割を4の倍数（8、12、16ページ）に合わせるため掲載内容の増減が課題。

・改善点

メインタイトルを当初の者から変更しフォントにもこだわっている。表紙や構成を見直し若者や女性に読んでもらいやすくするために、カフェに置いてあるフリーペーパー風に刷新した。裏表紙の「きらり輝く人達」の記事は毎回好評。

(3) 議会報告会並びに意見交換会

平成19年の改選後に設置された議会改革推進特別委員会において、様々な改革が提案されるなか、議会基本条例の制定と議会報告会並びに意見交換会について議論。その際、条例制定後に報告会を実施すべきとの意見と、条例制定の議論と報告会は同時に進めるべきとの意見に分かれた。最終的に「条例制定の議論と報告会は同時に進めるべき」の意見でまとめ、条例制定前（平成22年12月）から報告会を始める。（平成20年から報告会の準備は進み、平成21年10月に初めて開催）

鳥羽市には46町内会自治会があり、離島やリアス式海岸で集落が点在し学校区単位の開催は困難と判断し、当初は市内18か所で実施。市民から「細かく地区を回ってほしい」との要望が多かったため、平成22年から36か所で開催し、平成23年には37か所に

した。この箇所数は日経グローバルの調査では日本で最も多い市議会として報告された。

しかし、近年は開催箇所数や市民参加者数が減少しており課題となっていた。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
開催箇所数	18	36	37	29	27
市民参加者数	460	852	631	561	446

その理由として考えられるのは参加者の固定化、若者や女性の参加が少ない。圧倒的に行政側に対する意見や要望であり、執行権のない議会としては答えにくい。などが挙げられ、平成27年4月改選後、議会報告会並びに意見交換会を1年間休止して、そのあり方を議論することとした。

(4) 編集委員会から広報広聴委員会を設置

鳥羽市議会では、議会だよりを発行するための任意の委員会として当初、編集委員会を立ち上げた。この委員会は任意の委員会でも費用弁償は支給しないこととし、市議会だよりの編集や発行を目的とし年5回程度開催していた。議会基本条例を制定した後も編集委員会として取り組んできたが、基本条例に規定した議会報告会の対応を考えると議会として横串が刺さっていないとの見解から別の組織が必要となり、平成28年5月に会議規則を改正し広報広聴委員会を設置した。会議規則の改正内容に広報広聴委員会を協議の場として位置づけ、公務性を担保するに至った。また、広報広聴委員会規程を制定し広報広聴の一元化を実現することになった。

広報広聴委員会の所掌事項は、議会の広報紙に関すること。議会のインターネット広報及びケーブルテレビ広報に関すること。市民及び市内各種団体との議会報告会並びに意見交換会に関すること。その他議会の広報及び広聴に関することとした。委員会構成は正副議長及び選任協議会で選任された者により7人以内として任期は2年とした。

(5) TOBAミライトーク

議会報告会については先に示した課題（参加者の固定化、若者や女性の参加が少ない。圧倒的に行政側に対する意見や要望であり、執行権のない議会としては答えにくい）に対応するため協議した結果、TOBAミライトークの案を検討した。これまでの議会報告会や意見交換会との違いとして下記の内容を掲げた。

TOBAミライトークの目的は、地域課題の共有、テーマに沿った意見交換のみ実施（議会報告なし）、手上げ方式（依頼があった団体へ議員を派遣）、原則グループディスカッション方式で対話、マス目摸造紙・付箋等を利用し議論を可視化することを念頭に置いた。その後、平成28年9月にママ友サークルとの実証実験を行い、その結果をもとに11月からTOBAミライトークとして再始動した。

TOBAミライトークの概要としては、議会内の役割と流れについてはフロー図を策定しフロー図に従い市民意見を整理している。議会事務局の関与は、申込者との調整、会場調整、委員会開催、当日の事務用品等の準備、随時、報告書の整理などが主な業務とされた。また、周知方法は議会広報紙、ホームページ、市庁舎の玄関等で告知していた。

今後の展開として量から質への転換を図ることが求められている。ただし、ある程度の量も必要であることから申込者に対し声かけが必要であり、常に内容を見直していく姿勢が重要。

TOBAミライトーク実績					
平成28年度		平成29年度		平成30年度	
答志島ママ友サークル	21人	鳥羽市介護保険サービス事業者連絡	28人	鳥羽商船高等専門学校 電子機械工学科	73人
母子寡婦福祉会	3人	鳥羽市商工会議所女性部	20人		
菅島の未来を守る会	20人	鳥羽市旅館組合女将あこや会	6人		

成人式実行委員会	4人	鳥羽市老人クラブ連合会	10人		
老人クラブ連合会	41人				

6. 考察

(1) 議会広報（ぎかいだよりなど）

現在、議会だよりのリニューアルについて、広報広聴委員会で議論を重ねており、読みやすいフォント、見やすい紙面、色の配慮、親しみあるデザイン、優しい表現、市民の声を大切にするなどを念頭に議論が進んでいる。議会だよりの契約は1年契約となっており年度途中で契約内容を変更することは困難であるが、次年度に向けた対応が図られるよう具体的な改善点を示し改善することが求められている。

委員会でも確認されたように色の使い方については全ページカラー刷りとして、議会だよりのページ数を現行の20ページ仕様から16ページにすることで、コスト削減を図りながら見る（読む）立場に立って見やすさにも配慮する必要がある。これには一般質問の記事の簡素化やその他掲載内容の集約化も必須である。また、段組については6段を採用しているが、4段を採用しフォントを大きくし記事を詰め込むのではなく、余白を有効にした編集が必要となってくる。写真掲載においても、6段組から4段組になることで大きく掲載が可能となる。市民の声を掲載することは必須であり、対象者の選定方法や取材対応など議論のある点ではあるが、委員会の判断で独自に取り組みを進めるうえで、その都度、問題点解消のための策を講ずる必要がある。現状、机上で議論を尽くしても全ての課題が解消されるものでもなく、その都度で対応を図り常に前に前進する気構え（議論を尽くすことを厭わない）が最も重要なことと認識している。また、鳥羽市議会では広報紙の編集にあたっては、広報広聴委員会で議会広報研修に参加している。高山市議会においても定期的にそういった研修会に参加する機会を持つことは改めて必要なことと認識した。

また、鳥羽市議会でも広報広聴委員会や議会広報紙の発行にあたり前述のとおり課題を抱えているが、一方で表紙や構成を見直しするなど若者や女性に読んでもらいやすくするため、カフェに置いてあるフリーペーパー風に刷新している。更に裏表紙には「きらり輝く人達」と題して、頑張る市民として個人を取り上げる記事としており、記事は毎回好評とされていた。この点は見習うべきと感じていると同時に早い対応が求められると認識した。

(2) 広聴機能（市民意見交換会など）

高山市議会は平成22年から地域別市民意見交換会を開催し市民意見の反映に努めてきた。また、地域別市民意見交換会のほかに、各常任委員会において専門分野の課題解決、政策形成サイクルにおける調査として各種団体と分野別意見交換会を開催し、政策提言等に役立てる取り組みも合わせて取り組んできた。これらの背景には議会基本条例第2条基本理念に「市民との情報共有」と「市民意見の反映」などを掲げ、第3条の議会の活動原則には「市民意見を的確に把握し市政に反映させ市民参加の多様な機会を設ける」こと、第4条の議員の責務及び活動原則には「市民の代表として市民意見を的確に把握すること」などを規定し取り組みを進めてきた。

ここまで取り組みを進めるなかで、地域別市民意見交換会への参加者が少なくなっていることや、年齢層の偏り、若者や女性参加者が少ないなど課題はこれまでも指摘されてきた。ただし、参加者が少なくなるなかでも、参加者数が減少しても出される意見は増加するなど地域意見に十分耳を傾け、議会として、その反映に努めてきたところである。こうしたなかで懸案事項（人口減少、少子高齢化対策、地域振興策、過疎対策、医療福祉、教

育など)一自治体のみで対策を整えることが困難な課題が多い。議会としては調査研究を続けるなかにあつて調査が深まるにつれ、地方議会の領域を超えるような場合もあり、明確な対応方が市民に説明できない状況に陥る場合も少なくない。そこで議会として提案可能な施策の提案や立案について、市民意見を聴取する場を確保することは必要であるが議会側からテーマを設定し、市民に無理に集まって意見を頂く方法が最良の方法なのかを検討する時期に来ている。集まってくる市民のほとんどは、まち協や町内会等の役員であり役職の責務として参加される場合がある。各町内会やまち協の課題についての意見交換を要請される場合には、そのテーマに合わせた委員会や別立てで構成される議員を派遣し意見交換することが今後重要ではないかと感じる。なお、鳥羽市議会は、市民意見交換会でのファシリテイト(議論を促し、スムーズに円滑に進める)するためのファシリテーター研修を開催されている。高山市議会もブレインストーミングや付箋等を利用しての議論の可視化など、市民意見交換会におけるファシリテイトのスキルが議員として必要となることから、全議員を対象とした研修の取り組みもあわせて検討すべきであると考えている。

また、議会側も広範な地域、幅広い階層、年齢、性別、家族構成など様々であることから、議会は一年中いつでも市民個人の意見や考え方、町内会や各種協議会等と意見交換(心配ごと・悩み相談)を聴く窓口を高山地域はもちろんのこと、支所地域にも設置の必要性を感じるところである。今日では市民が各々幅広い考え方を持っていることから、町内会やまち協などの組織にとどまらず市民個人が抱えている悩みに対しても議会として相談にのって問題解消にあたる時代になっている。

今後の地域別市民意見交換会のあり方については、全体の意見を聴く場を確保することは前提としつつも、必要に応じて市民の隅々まで対応できる相談窓口の設置が必要になっているのではないかな。

平成30年度 広報広聴委員会 行政視察報告書

1. 視察期間

平成30年8月24日（金）

2. 視察先

三重県四日市市

3. 視察項目

広報広聴活動の取り組みについて

4. 視察の目的

鳥羽市議会の視察目的に同じ。

四日市市議会が行っている「シティ・ミーティング」の取り組みのほか、議会モニター制度など、同市議会における先進的な取り組みが参考になると考え視察を実施した。

5. 視察内容

（1）議会報告会（シティ・ミーティング）の特徴

四日市市の議会基本条例は平成23年に制定。制定に伴い平成23年9月定例会議会から議会報告会を開催。毎回、常任委員会（4委員会）ごとに会場を分け、第1部を議会報告会として各定例会議会の報告を行い、第2部をシティ・ミーティング（意見交換）として決められたテーマについて、市民との意見交換を実施。

平成23年9月定例会議会と11月定例会議会の2回は、各定例会議会の議会期間最終日の夜間に4常任委員会が4会場に分かれ、同時刻に開催。議会報告会開催時のアンケートから、「他の常任委員会の話を聴きたい」、「もう少し時間を長くしてほしい」という意見を多くいただき、第3回目の平成24年2月定例会議会からは、2常任委員会ごとに2日間に分け時間も30分延長し、18時30分からの開催とする。また、平成24年6月定例会議会までは会場をほぼ固定し、常任委員会で順番に回っていたが、市内24地区を丁寧に回れるよう会場を変えて開催している。

しかし、近年は関心のあるテーマ・課題を除き、市民参加者数が減少しており課題となっている。その理由として考えられるのは参加者の固定化、若者や女性の参加が少ない。圧倒的に行政側に対する意見や要望であり、執行権のない議会としては答えにくい。

（2）議会モニター制度について

平成16年度の議長の発案（5月の議長選挙時の所信表明演説会で、市議会モニター制度の設置について提案した）を受け、各派代表者会議で議論を重ね、制度発足に至る。

議会モニターの仕事は、市議会の本会議、常任委員会等を可能な範囲で傍聴し、意見を文書で提出する。ケーブルテレビで中継している議会の代表・一般質問の様子、インターネットで中継している本会議の様子などを可能な範囲で視聴し、意見を文書で提出する。研修会・意見交換会等に参加し、意見を述べる。随時、議会運営等に関する意見や提言を文書で提出する。議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項等に回答する。

報酬は特に支給していないが、年度末に記念品（図書カード）を贈呈している。

選考方法は、地区市民センター館長に、各1～2名の推薦を依頼。四日市大学に、市議会モニターとして大学生の推薦を5名程度依頼。その他に一般公募を10名程度とし計50名までで構成している。

任期は1年とし、再選は妨げないが再任は1年限りとしている。

年齢構成は、平成30年度において、10歳代2名、20歳代2名、30歳代0名、40歳代6名、50歳代2人、60歳代16名、70歳代14名、80歳代1名。制度発足の平成23年以降構成に大きな変化はなく、平均年齢はほぼ60歳を超える状況である。

モニター通信等による市議会モニターからの提言状況

(年度)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受理件数	39 件	40 件	52 件	53 件	9 件	13 件	16 件

6. 考察

(1) 議会報告会（シティ・ミーティング）

四日市市議会においても、高山市議会と同様の課題があることを認識した。取り組みとして具現化する手法はそれぞれ違っているが、その根底にある理念は同じものであり、名称や担当が異なっている、その目的とそれによって何を担保したいのかという位置付けについては、高山市議会もほぼ同様の取り組みができていると考える。

地域別市民意見交換会のあり方など今後どうしていくのか。参加者は減少傾向にあっても、一定の意見数はいただいている。では、何のために検討しているか。これまでと違う層の意見を広く聴取したい。とはいえ、地域別市民意見交換会を開催するに至った動機。議員定数の削減（36人→24人）により地域の意見が届きにくくなるため、議会がアウトリーチして聴きに伺うという約束。その意味合いから議会基本条例に位置づけられたものであり、政策形成サイクルにおける調査項目の拾い出しの重要な機会であるということは、担保しなければならないものである。

鳥羽市議会の視察報告書の考察で記載した内容と重複する部分もあるが、地域別市民意見交換会のあり方を検討する上で、開催時期を11月のひと月に限定しない。高山地域にあっては、時期と場所を変えて年2～3回の開催（全市対象で）。支所地域にあっては手上げ方式の導入。ただし、その際の意見数は極端に減少する可能性もあり、手上げしていただいた団体が町内会・まち協であれば参加者はほぼ変更がない状況となり、それらを解消する取り組みが求められる。

いずれにしても、今後の地域別市民意見交換会のあり方については、全体の意見を聴く場を確保することは前提としつつも、必要に応じて市民の隅々まで対応できる相談窓口の設置が必要になっているのではないかな。

(2) 議会モニター制度について

議会モニターは、議会への市民参加のツールであると同時に、市民意見の把握する機能でもある。議会活動と市民感覚の違いや、議会活動がどれだけ市民に理解されているかといった市民感覚を議会が確認する意味での必要なツールであると考え。モニターの業務や選考方法など参考とするなかで、地区代表といった形で選出されるモニターが、年を重ねるごとに経験者として増えていくことは、議会をより身近に捉えていただけることから有益なことである。

高山市議会においては、もう少し広い意味での範囲で見ていただくシステムの構築（議会評価と合わせた）も視野に入れる必要がある。また、公募モニターの選出においては、知識ではなく意識の目揃えのため、地方政治や議会に対する思いを述べた文書を提出いただくことも検討してはどうか。

何のための議会モニターであるか、設置の目的と議会や市民に及ぼす効果をしっかりと検証・検討したうえでの導入としたい。